分譲地（区画整理 保留地）の申込受付

2月13日から～28日まで

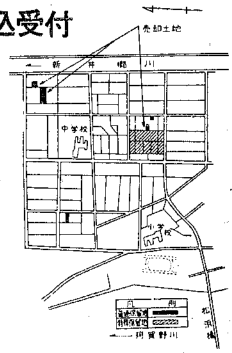

松浜土地区画整理事業の保留地をこのたび売却することになりましたので、ご希望の方は市役所計画課又は同課松浜分室（松浜支所二階）へお申込み下さい。

一 種別

1特殊保留地

土盛したところを石積で土留して、完全に一宅地として造成された土地で、水道施設も完備しております。

2普通保留地

家屋を建築する状態に整地してあります。

二 坪当り価格

1特殊保留地 最低三、〇五五円より

2普通保留地 最低二、五五〇円より

三 土地の利点

この土地は、いずれも高台地ですので、排水がよく、またきわめて見晴しが良好で、小中学校も徒歩で十分程度のところにあり、近くには児童公園が近々に整備される予定です。また附近一帯は、分譲住宅、公営住宅等が建設済みで松浜橋も恒久橋として架替工事を施行中ですので、本区画整理事業完了とともに快適な住宅地が形成されます。

四 申込受付期間

昭和三十六年二月十三日から同月末日まで

五 売却予定坪数

1特殊保留地 二〇筆 一、一七二坪

2普通保留地 一一筆 五七七坪

六 その他

1一筆の土地に二人以上の申込者があった場合は原則として抽せんで決定致します。

2売買代金は市が指定する期限（売買契約日当日の予定）までに納入していただきます。

3その他詳細については、受付場所に御問合せ下さい。

（電話計画課……代表(3)二一一内線四一六、松浜分室…松浜二五七）

刃物を持たない運動を永続的に

「好奇心」「護身用」「仲間に顔がきく」などの動機や目的から、最近、青少年の間に刃物類を持ち歩く者がふえ、ちょっとしたことが原因で、無用の殺傷事件をひき起こしています。

こうした実情に対処するため全国の各道府県警察では、関係機関、学校、家庭等の協力を得て、すでに昨年十二月を中心に「刃物を持たない運動」をくりひろげてきました。

たとえば、大阪では"持つな持たすな、あぶない刃物"のスローガンの下に「あぶない刃物追放運動」を積極的に押し進めましたが、神奈川でも、業者が"あぶない刃物は売りません"の看板を店頭に掲げ保護者の同伴がなければ、たとえ家庭用品でも刃物は売らないことにしているなど、全国を通じてこうした積極的な動きがみられています。

もとより、この問題は、単なる運動期間中だけで解決されるわけではなく、警察、民間一体となって、いわば半永久的にくり返し呼びかけられるべきものでなければなりません。新潟市においても、警察と民間団体とが一致協力してこの運動の目的達成に努力しておりますが、みなさんも一人一人がこの運動の先導者としての自覚をもって明るい都市建設に努力されますようお願いいたします。

米飯提供業者の登録の更新は 二月二十四日から二十八日まで

現在交付を受けている米飯提供業者の登録票は、本年三月三十一日限りで無効になりますので、四月一日以降も引続き業務を営もうとする旅館、食堂、料理屋、すし屋であって一般大衆を対象として米飯を提供する業者は、次の期日までに登録を更新しなければなりませんから、市役所（戸籍課）経由の上知事あて申請書を提出して下さい。なお、未登録の業者においても、この際かならず登録を受けて、食糧管理法施行規則に違反しない正規の営業をして下さい。

申請期日 二月二十四日から二月二十八日まで

（備考）

一 従来登録票と引換えに手数料（九〇〇円）を県へ納入しておりましたが、今後、県収入証紙規則により、その売さばき所（第四銀行本店並びに市金庫）より納付額に相当する額面の証紙を貼付の上、申請書を提出することになりましたから申添えます。

二 申請用紙は市役所（戸籍課配給係）にあります。

三 なお、不明の点がありましたら県庁農業経済課もしくは市役所戸籍課にお問合せ下さい。

街の出来事をお知らせください

みなさん方の町で起った出来事自治会、町内会の行事、その他ほほえましい事柄美しい話お困りの事等がありましたら、どしどし市長公室調査係までお聞かせ下さい。おまちしております。

印鑑は大切なもの

四月一日より印鑑証明の諸手続が変ります

印鑑は人とともに生き、社会生活の中に根強くと込けんでおり一度印鑑証明書が社会の中に出ると、数百万円の財産をも動かす不思議な力をもっております。

時としては、先祖伝来の財宝を人手に渡したり、一家が離散するという悲劇をひき起したり、あるいは、私印の盗印私文書偽造行使詐欺等の罪であったら春秋に富む人生を瞬時に棒にふるようなことも往々にして社会の中に起ります。

しかも社会のすべての法律行為は勿論のこと、私法上でも公法上でも印鑑の果している役割は非常に大きく、不動産の売買、贈与、相続、低当権の設定等の登記や消費貸借等の契約書にもすべて印鑑が使われております。

このほか売買、飲食等の代金や、託送物品の受け渡し等にいたる迄広く印鑑が使用されておりこう見るとわれわれの日常の生活から印鑑を切り離すわけにはゆかないほど、印鑑の必要性は大きく社会にとけ込んでいます。

そこで戸籍課で取扱う印鑑証明は一口にいうと市民の印鑑を保護し市民の権利、利益の擁護という面に主眼点を置き本人の使用している印鑑は本人が申請している印鑑であり申請本人と共に同一性を第三者に証明するものでありますからその証明書を発行する過程は厳正にしかも綿密な調査のもとに慎重に行なわなければならないので、従来の新潟市印鑑取扱規則では充分にその趣旨を達成することが容易でないため十二月市会で新たに新潟市印鑑条例が議決され、四月一日より施行することとし、更に一段と市民の利益擁護のために印鑑の不正防止に役立てたいと考えている訳です。

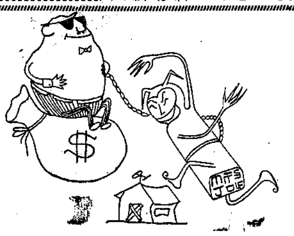
印鑑の魔力は想像もつかない力をもつ

録の知識 手続改正

制定された印鑑条例は、全国各都市より資料を集め、当市の特殊性により立案したものであり、全国的に見ても代表的な条例で好評を博しております。そこで印鑑の重要性に鑑みまして同条例に対して市民より寄せられている質問を基とし諸手続の変った点についてお答えしたいと存じます。

。印鑑条例制定の趣旨をお聞かせ下さい。（市内鐙 一主婦）

市民のみなさん方によって登鑑されている印鑑を市が証明する制度は明治初年に太政官布告がなされてから一貫して変りありませんが印鑑の証明そのものが、社会的であるということにもかかわらず証明手続きについては、全国に統一された基本法がないため、すべて明治初期からの慣習や、それに研究改善を加えた規則でやってきたためにややもすると市民の財産保護という観点から遠いものとなり得る可能性がありますのでこの制度の重要性を考えまして市民の印鑑を第三者による不正より防ぐことによって善意の市民の権利及び財産を保護しようとすることに制定の趣旨があるのです。又印鑑証明事務は公共事務中でも準法律的行為であるともいわれておりますので印鑑証明書は、単なる事実関係の証明というだけではなく、法律上の要素ももっている公証事務であるという見方から条例を制定したものであります。

。印鑑の登録を申請できる者の範囲をお知らせ下さい。（山ノ下 会社員）

市民生活は現住所を中心にして営なまれるものでありますから、印鑑の登録はそれ自体社会性を持つものでありますので生活を営なまれる住所地、即ち本市に住民登録をし、また居住していなければならないことが第一の要件になります。

市では市民のみなさん方により登録の申請があった場合、住民票に照合しその申請者が仮定の人物でないことを確かめて登録を受理するようになっています。

当市に滞在している外国籍の方についても一般市民と取扱いは同じく登録ができるようになっております。

又、印鑑を登録する場所（登録機関といいます）は次の通りです

市役所総務部戸籍課

本庁地区、関屋入船出張所区域全部。

支所戸籍係

各所の所管する区域。但し、木戸出張所は石山支所で行ないます。

。印鑑の登録は、一人何個出来ますか。（関屋 鮮魚商）

印鑑はそれを使用する人とその印鑑が同一であるという証こですから印鑑の彫刻、形、書体等については市民の自由意志によることになりますが、無制限に印鑑の登録を認めることは、その印鑑を使用している人と同一であるという立証が技術的にむづかしい場合が起るので条例第三条により一人一個と限ることにしました。

。印鑑を登録する手続き及び印鑑証明の請求方法等について変った点を知らせて下さい。（古町生）

印鑑の登録及び印鑑証明の交付については、従来割に簡単な手続で行っていたのですが、印鑑証明事務の性質は準法律行為的行政行為といわれるもので、したがって印鑑証明の事務は、行政行為のうちでも法律行為に準ずる事務であるという重要な性質をもっています。ですから印鑑証明書には単なる事実関係の証明というだけの性質ではなく法律上の命令的要素を有している公証行為であって市及び相手方、その他関係者を拘束する効力をもっているものですから特にこの点に対し厳正に事務を行うことが市長に義務づけられることになりますので今回の印鑑条例制定の趣旨もこの点を重要な部分としています。

まず印鑑登録及び証明請求の際御注意いただきたいことは、

❶本人自身が登録機関（直接おいでになっていただくことを原則としたこと。

❷印鑑は必ず御持参いただくこと。印鑑のご持参がないと届書や申請書が完全であっても登録や証明書の交付ができなくなったことです。

印鑑は何故ご持参いただかなければならないかの理由を申し上げますと、

❶印鑑票（市の印鑑登録台帳）に印鑑の大きさ、印材の種類、印鑑の色形等を記入し、第三者によって簡単に印鑑の偽造ができないようにしたこと。

❷印鑑の特徴を充分把握することができることにしたこと。

といった観点からいたすものであります。

。勤め先等の関係で直接本人が行けない場合は代理人に委任出来ないでしょうか。委任できるとしたら、その手続きについてお知らせ下さい。（流作場 勤労者）

印鑑証明書の交付申請ということは、申す迄もなく私法上の問題でなく公法上の問題となるため民法による委任行為がそのまゝそっくり適用されるとは解釈されません。しかしご質問のような場合もあり得ることでもありますので、印鑑条例には新らしく代理人を認めることにいたしましたが、この代理人を認めることは、印鑑証明書の性質からいってあくまでも例外の取扱いとして認めることになっています。

代理人に委任の際、次の書類が必要となります。

❶本人自身がおいでになれないことを証する書類。

(イ)病気のときは診断書

(ロ)勤務先等の証明書

（三面につづく）

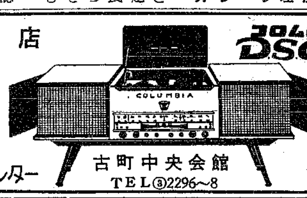

近日開店
ステレオはコロムビア
コロムビアDSC方式
古町中央会館 TEL③2296～8
日本コロムビア ステレオ センター

みんなの幸せを約束する
投資信託 株式・公社債
大商の投資信託
大商証券
新潟支店 東堀通六 電話②7890③0175

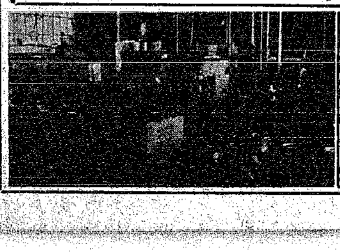
60年の伝統 北陸随一を誇る 完全オートメ工場から皆様の御手元へ。毎朝配達致します。
塚田牛乳
白山浦二丁目35 TEL②2326③1842